



月報

12

缶詰問屋協会

(46.12.10 No.60 VOL.5)

◆目次◆

11月の行事一覧表	1
◇(日缶協)規格表示委員会	1
◇(日缶協)規格表示委員会での検討内容について	5
◇製法特許であることの功罪について	6
◇冷凍パイン原料による国産パイン缶開缶研究会	9
◇統一伝票中央促進協議会設置について	12
◇缶詰業界新年賀詞交換会の打合せ	13
◇朝日女性教室(缶詰共同宣伝)	14
◇松田雅典翁墓前祭	14
関係団体報知	18
会員消息	20
事務局報知	21

全国缶詰問屋協会

Japan Canned Food Wholesalers Association

東京都中央区日本橋通8丁目8番地
八重洲通ビル7階
電話 東京 (278) 9278・9289番

11月の行事一覧表

行 事	月 日	時 間	場 所	出 席
雅典翁墓前祭	11月1日	15.00～	長崎市 台寺	北田専務参列
缶詰業界 新年賀詞交換会打合	11月12日	14.00～	日 缶 協	関係団体
冷凍パイン原料による 国産パイン缶開缶研究会	11月12日	13.00～15.00時	北洋商事	農林省 松月 高橋技官、内殿 会、製缶協、日缶 協、浅井会長他
(日缶協) 規格表示委員	11月15日	13.30～16.00時	日 缶 協	多田規格部会 長、北田専務
共同宣伝打合会	11月18日	10.00～13.00時	日 缶 協	中山副会長 北田専務

【計量法施行令の一部を改正する政令 11月22日 官報告示】

12月の行事予定

東部地区統一伝票指導 地方講習会	12月3日	13.30～15.30時	北洋商事	
統一伝票 中央促進協議会	12月7日	10.00～12.00時	日本 商工会議所	北田専務

日缶協 規格表示委員会

日 時 昭和46年11月15日 13.30～17.15時

場 所 日本缶詰協会 会議室

- 議 題
1. 果実かん詰の開かん後の注意事項について
 2. 缶マークの刻印方式について
 3. 飲食物の物質特許の導入について
 4. 重合磷酸塩の使用規制について

5. 計量法の量日公差に関する審議経過について
6. かん詰容器（塗装かん）の衛生的規格・基準について
7. その他

出席 日缶協規格表示委員のメンバー

農林省消費経済課 松月技官

（オブザーバー）

全缶協 多田規格部会長 北田専務理事

※ 委員会の概要

1. 果実かん詰の開缶後の注意事項について

果実かん詰中のスズ、鉛の溶出問題に関連し、衛生上万全を期するため、東京都衛生局では去る10月25日付で日缶協に対し①缶の材質を重金属が溶出しにくいもの（塗装缶など）に改良することが望ましい。②缶詰のシールに「開缶後は別の容器に移しかえること」等の表示をすることが望ましいとの強い申し入れがあり、この件について10月29日関係団体事務局の打合せ会を行なったが（「全缶協」11月号月報既報）さらに具体的検討をこの委員会で進めることになり、協議した。

その結果は現在全面的に内面塗料缶に切り替えることには多くの問題点があるとして使用上の注意を表示しようという考え方に落着いた。

表示方法については次のような案が示された。

使用上の注意：開かん後は、なるべく早くお召し上り下さい。
残りは必ずガラスや陶器など他の容器に移して下さい。

以上の表示法に関し、問題点としては「使用上の注意」は「使用上のお願い」とした方がよい。「開かん後」の意味が消費者に理解できるかどうか。説明文がもつと整理できないかなどの意見があつたが、いずれにしてもこれを表示しなければならないということであれば業界側が早く方針を決定して欲しいとの希望が強かつた。

なおこの表示の場所については農林省側も「一括表示」の枠の中におさめたいとの意向であり、この点についてももつと慎重に協議することが必要と思われる。

2. 缶マークの刻印方式について

特に最近米飯缶詰類でトップ印刷したもので3段打ちの缶マークがよく読みとれないとの消費者、都衛生局などの苦情があり、これにんて不滅インクによるゴム印の刷りこみが採用されはじめているが、例えば製造年月日を缶の裏面に「4 6.1 1.1 5」と入れてあるもの等があり、缶詰でこうしたフルデイト表示がなされると、3段打ち缶マークの刻印方法で略号による製造年月日しか技術的に不可能であるという姿勢で現在までできていた方法も、その主張が崩されることになるとして統一意見をまとめることになつた。

その結果、缶塚詰にあつては4桁による年月日の略号が食品衛生法で認められており、もし「4 6.1 1.1 5」のゴム印を捺す場合は「製造年月日46.11.1 5」か又は「4 6.1 1.1 5 製造」としなければ衛生法違反になるとの意見が出され、ゴム印による製造年月日は例えば「1 Y 1 5」と缶詰の略号記入でゴム印を捺すよう統一することになつた。

また赤飯缶詰など特に缶マーク刻印を行なうと内面にキズが生じそのため内容に黒変などの変化するおそれのあるものについては、刻印は行なわず裏面の見易い場所に不滅インクによるゴム印で3段方式の缶マークを刷り込むことに申し合わされた。

3. 飲食物の物質特許の導入について

現行の特許法は化学物質、医薬および飲食物の発明は特許付与の対象から除外され製法のみが特許を受けることができる旨規定されているが、特許庁では先進国の例にならい昭和50年を実施のメドとして製法特許のほか化学物質医薬および飲食物の発明に関しては物質特許の制度を導入すべくその準備が進められている。この物質特許は製法特許に比べて新製品の発明にもなる権利が十分保護されるが、それだけに業界への影響度は大であり、日缶協としても①そのメリット、②問題点など今後さらに検討すべく、同協会の規格表示委員会と技術委員会から代表者を出し、それに食品産業センターの専門家をまじえた小委員会で話合うことになった。

4. 重合リン酸塩の使用規制について

重合リン酸塩の使用基準を定めることについては厚生省はその使用の実態を食品添加物連合会を通じ調査中であるが、現在の缶詰には案外広範囲に使用されており、日缶協にてアンケート調査の結果、同連合会に回答した使用の実態は次の通りである。

水産缶詰 0.5%、果実、野菜、食肉缶詰 0.3%。なおまぐろは0.15%
も0.05%となつている。

厚生省は化学的データのないものや、また必要でないものは認めず、使用目的のはつきりしているものでも最低必要限度に止めたいとしている。ただし自然のものとの区別がつかないため表示については義務づけない考えであるといわれる。

5. 計量法の量目公差に関する審議経過について

缶詰の固形量は上限20%、下限3%、内容総量上限10%、下限2%の量目公差を認めて欲しいと通産省を通じ要望していたが、このほど法制局が

検討した結果、45年8月10日に改正された現行計量通りという結論が出され、業界の希望が通らなかつた旨の事務局説明があつた。

6. 缶詰容器（塗装缶）の衛生的規格・基準について

食品衛生法では現在合成樹脂の容器について基準を設けているが、その他の塩化ビニール等についても法的明文化を進めており、これにあわせ缶詰も塗装缶の基準制定が検討されている。その内容としては適用の範囲を決めること、その目的を規定すること、使用材料、ブリキ材質、スズ付着量、シーリングコンパウンド、半田などの規定も設けようというものでその経過説明が行なわれた。

7. 冷凍パイナップル原料による国内製造について

最近冷凍パイナップルの自由化に伴いこれを原料とした缶詰製造が目立つてきたが、相当品質的に輸入パイナップルより見劣りし、その表示についても「台湾産」等と印刷してあり表示違反が明らかである。そこでこれらの缶詰に対し、「冷凍原料使用」の表示をし、生原料によるものとはつきり区別する方法の可否、ならびに表示違反が明らかでないため、どう処置するかがとりあげられた。協議の結果、この問題は正式に食品缶詰公正取引協議会でとりあげ問題の善処を図ることになつた。

(日缶協)規格表示委員会での 検討内容について

前述のように日缶協の規格表示委員会は11月15日開催され、全缶協はオブザーバーとして多田規格部会長と北田専務理事が出席して各議題の検討が行な

われたが同記録を全缶協規格・果実部会員に送付しこのうち特に

1. 果実かん詰の開かん後の注意事項について
2. 缶マークの刻印方式について

以上の2点につき部会員からの異論、意見があれば至急に事務局まで連絡することとなつた。

なおこの問題について特に異論がないということであれば（日缶協）規格表示委員会における申し合せ事項に賛成の方向で進めることになつた。

製法特許であることの 功罪について（資料）

特許庁では4 6.8.1 3付で「製法特許であることの功罪について」下記のようにまとめている。

化学物質、医薬および飲食物の発明は、現行特許法上は特許付与の対象から除外され、その製法のみが特許付与の対象とされている。従来、本制度には、次のような功罪があるものと指摘されている。

1. 製法特許であるための利点

- (1) 従来の内外の技術水準からみれば、外国人による特許独占を排除しやすく、また、技術導入の際にもロイヤリティーは低くなる。
- (2) 物質特許制度のように、すべての方法が規制されるわけではないので、より優秀な方法の発明が可能である。
- (3) 特許独占による独占価格の形成を排除しやすい。

2. 製法特許であるための不利な点

(1) 発明者（出願人、権利者）側の問題点

- ① 発明の保護の観点からすれば物質特許制度にくらべて不十分である。

たとえば、多額の費用と労力をかけて新規物質の発明をしても製法特許しか認められないと、その後別の製法が発明されて、無価値になる場合があり、研究に要した費用、労力が十分に報われない。

また、権利侵害が生じた場合、現行法のもとにおいても生産方法の推定規定があり、一応権利者にとつて有利であると言えるが、実施者の提出した反証をくつがえすのは、なお難かしく、物質特許にくらべて不利である。

- ② 新規物質の発明を守るため、実施する見込みの少ない製法特許を多数得る必要が生じ、余計な費用、労力をかけて研究を行ない、防衛的な出願をしなければならない。
- ③ 新規物質について発明をした場合、外国に出願するためには、明細書の内容をかえて外国向けの明細書を書かねばならず、手間がかり出願日が遅れる。

(2) 研究開発、事業活動上の問題点

- ① 上記①のような事情のため、基礎的な研究よりも他人の特許を模倣するような安易な研究にはしりやすく、技術進歩に好ましくない影響を与える。その結果は、わが国における外国人の製法特許をくぐるような発明が多くされることになるが、その技術は国内においてのみ実施しうるにすぎず、物質の形で特許を取得されている先進諸国へは、その製品自体輸出できないこと等経済の国際化時代に十分対応してゆけない。
- ② 外国から技術導入する際、技術評価やロイヤリティーの算定が難しく、不利な条件を課される場合があるばかりでなく、技術導入自体も困難な場合がある。

(3) 国民生活上の問題点

基礎的な研究が遅れ、技術導入が難かしくなると、国民の健康維持に

有効な医薬の確保に好ましくない影響を与える。

(4) 特許庁における審査上の問題点

① 防衛的出願が多いケースがある。

1つの新規化合物の製法について特許をとつた場合、他の製法についても特許をとつておかないと完全な保護を得られないため、同一化合物の製法について数多くの製法の出願がある。

たとえば、血栓予防剤の新規化合物1・3-プロパンジオール・ジカルバメート誘導體について3件の製法特許がされており、また、新規 9β ・ 10α -ステロイド類の製造方法の出願は5つの請求範囲をもつ併合出願である。

② 物質特許を認めている国からの出願には、「物質」の形で出願されるものがあり、これに対しては拒絶理由通知を行なつて訂正させなければならない、審査手続上無駄が多い。

③ 特許要件の審査にあつても問題がある。

(イ) 類似方法の特許性の問題

普通にいうところの「方法の特許」であれば、その方法に新規なものがなければ特許されない。

ところが、すでに公知になつている方法と原料および目的物が類似しており、反応方法自体にも特別新しいものがない方法——それ故、これだけでは拒絶になるかもしれない方法——であつても、その目的化合物に従来の化合物になかつた有用な性質がある場合には、その有用性をその方法の効果と認めて特許している。

それ故、類似方法の特許は、一般的な意味での「方法特許」の考え方からすれば変則的なものといえる。

(ロ) 医薬については、医薬に該当するか否かの境界線の判断が難かしいケースがある。

たとえば、手術用の接着剤、ばんそうこう（酸化亜鉛などの「医薬」成分の入つたもの）などは医薬に該当する扱いであり、人体に移植するための器官用あるいは組織用の保存剤は医薬に該当しない扱いとされている。

冷凍パイン原料による 国産パイン缶開缶研究会

日 時 昭和46年11月5日 13.30～15.00時
場 所 北洋商事(株) 会議室
内 容 冷凍パイン原料による国産パイン缶の開缶研究
出 席 農林省 消費経済課 松月技官
果 樹 課 高橋技官
全缶協。内販会 浅井会長他15名
日缶協 平野常務理事
製缶協会 山崎専務理事

※ 研究会の概要

去る10月21日全国パインアップル缶詰内販会臨時総会の席上で、冷凍パインの原料で静岡県内のパツカーが3号缶による製造を行なつていると言われるがその実態はどうかとの問合せがありこれは現物を入手してその製品の良し悪し、表示の面等で適正であるかどうかといつたことを調べてみる必要があるとされた。

その後、久保田食品(株)（静岡県庵原郡蒲原町蒲原1,499）製造のスパイラル

および(株)藤枝農産加工所(藤枝市茶町1の6の17)製造のスパイラルとピースが入手したので緊急に本研究会開催となつた。開缶はそれぞれ2缶計6缶と参考品として沖縄産パイン缶、スパイラル、ピース、およびグローバル(フィリッピン産)のスパイラルを各1缶開缶し見くらべた。冷凍パイン原料による国産パイン缶はいずれもJAS品として採点した場合は不合格になるとされ特に採点はされなかつたが、沖縄現地物に比べて品位にかなりの差があり食べてうまくないと全員一致した見解であつた。また表示の面でもかなり問題点が指摘され一番問題は「台湾産」という表示製造者でありながら発売元と表示してあることなど、品名缶マークを沖縄で使用しているRP、ORを使つていること等も問題とされた。

また計器判定は以下の通りの結果となり量目不足が目立つた。

本研究会の結論としては、食品缶詰公正取引協議会で取り挙げ先ず表示の面で製造メーカーに注意をうながすよう警告をださせるという方向で進めることになつた。

〔計器による検査〕

沖縄物産検査規格は内容総量565g、固型量340g、糖度18°～、枚数8枚となつているが、国産パイン缶の計器検査表示内容は次の通り。

番号	缶型 種類	缶マーク		総重量	内容総量	固型量	糖度	真空 度	枚数
		工場名	日付						
1~1	3号缶S	SKB	1910	667g	571.5	351	20.	18	9枚
1~2	"	"	"	652"	×557.0	×889.5	19.5	20	9枚 (内容総量-8g 固型-0.5g)

(表示) Maizuru バインアツプホルスライス全糖 内容総量565g 固形量340g 台湾産
久保田食品(株)(レーベル)
品名 缶マークRPYS

2~1	"	FNK	1028	654g	×561.5	387.5	18.	24	8枚 (内容総量-3.5g)
2~2	"	"	"	658"	565.5	370.5	18.5	21	8枚

(表示) Jasmine Jaiwanpine (裏面) バインアツプホルスライス(輪切り)台湾産全糖 発売元藤枝農産加工所
内容総量565g 固型量340g(印刷缶)
品名 缶マークORYW

3~1	3号缶P	FNK	1026	677g	579.5	×812.5	20.5	20	(固型量-27.5g)
3~2	"	"	1028	671"	576.0	×812.0	20.	0	(固型量 28g)

(表示) Jasmine Taiwanese (裏面) バインアツプホルス(小切れ)台湾産全糖発売元(株)藤枝農産加工所
内容総量565g 固型量340g(印刷缶)
品名 缶マークORYT

統一伝票中央促進協議会設置について

日本商工会議所では通商産業省よりの委託をうけて取引用統一伝票普及促進事業を実施しているが、このほど通商産業省からの要請があり「統一伝票中央促進協議会」を設置することになり、全任協にその委員の推薦方の文書が寄せられた。またこの協議会は次の事業計画のもとに推進されるがその第1回目の会合は

日 時 昭和46年12月7日(火) 10時～12時

場 所 日本商工会議所 会議室

(東京商工会議所ビル 4階)

- 議 題 (1) 統一伝票中央促進協議会設置要綱に関する件
(2) 統一伝票中央促進協議会の事業に関する件
(3) その他

以上の如く開催されこの会合には北田専務理事が出席することになっている。

昭和46年度事業計画

統一伝票中央促進協議会

1. 会議の開催

- (1) 協議会の開催
- (2) 業種別団体等との打合会の開催
- (3) 統一伝票普及指導員との懇談会等の開催

2. 普及促進事業

- (1) 統一伝票普及指導員の教育および業種別団体事務担当者へのPR等
- (2) 取引用統一伝票普及指導講習会開催に対する協力

(3) 取引用統一伝票普及促進のための情報、資料等の提供およびPR

3. その他

(1) 取引用統一伝票のJIS化の促進

(2) 取引用統一伝票の市販の促進

(3) 業種別団体等における取引用統一伝票の利用度等に関する実態調査

(4) 取引用統一伝票普及促進のための意見具申

(5) 業種別団体等との連絡提携

缶詰業界新年賀詞交換会の打合せ

恒例の缶詰業界新年賀詞交換会に関する打合会は11月12日、日缶協会議室において主催諸団体で協議した結果、次の内容で開催することになった。

日時 昭和47年1月5日(火) 11.30～12.30時

場所 パレスホテル ローブルーム

会費 1名につき2,500円(前年同額)

式典次第

司会 日缶協 専務理事 隅野 勇 氏

賀詞 日缶協会長 田上 東 稲 氏

” 全缶協会長 浅井 二 郎 氏

来賓賀詞 農林省農林経済局長 小暮 光 美 氏

乾杯 日本缶詰輸出組合理事長 後藤 達 郎 氏

万才三唱 日本製缶協会会長 高 碯 芳 郎 氏

缶詰共同宣伝

朝日女性教室

(11月下旬～12月上旬)

月日	会 場	1.00～14.00時	14.00～15.00時
11/28 (日)	島田市幸町 島田市民会館	お 話 やりくり家庭経済 上坂冬子さん (評論家)	料理講習 夜食とおやつ 萩原マリエさん (料理研究家)
月日	会 場	10.30～12.30時	
12/6 (月)	花畑団地東集会所 足立区花畑 180番地	かわつたおせち料理 松田 健治氏 (服部料理専門学校教授)	

松田雅典翁墓前祭荘厳に挙行

わが国における缶詰製造の創始者である松田雅典翁の墓前祭は、日本缶詰協会・九州缶詰製造協議会主催、長崎県缶詰工業協同組合共催で11月1日長崎市寺町の船台寺において午後3時30分よりおごそかに執り行なわれた。

この墓前祭は缶詰百年祭記念行事として缶詰の祖松田翁の偉大な業績をたたえるとともに今後の缶詰産業の一層の発展を祈念して挙行されたもので翁の令孫松田紀雄氏を迎え長崎県知事(代理)、長崎市長(代理)、長崎県商工会議所会頭をはじめとする多数の来賓のほか、地元長崎をはじめ九州地区および全国各地から業界関係者多数が参列、全缶協は北田専務理事が出席した。

昭和46年11月1日

主 催 社団法人 日本缶詰協会
九州缶詰製造協議会
共 催 長崎県缶詰工業協同組合

松田雅典翁 墓前祭ご挨拶

拝啓 秋冷の候、益々ご清栄の段賀申し上げます。

陳者、長崎県広運館に勤務していた松田雅典氏が、長年苦心の結果、遂に明治4年我国で始めて缶詰を試作し、其后企業化にも成功したことは余りにも有名であり、西欧文化の門戸であつたこゝ長崎の地に近代食品の発祥を見たことは洵に意義深いものがあると存じます。弊業界では、松田氏が缶詰第一号を我国にもたらした明治4年を記念して、缶詰年号の1年とし、爾来先駆者の遺志を引き継いで我国食品文明の開花と共に、食生活の改善、輸出による国際的啓蒙運動に資して参つた心算でございます。

扱而、当年が缶詰百年の好機に当たりますので、全国各地に於て記念行事を開催して参りましたが、掉尾を飾る意味におきまして、ゆかりの地長崎に関係者一同相集ひ、親しく松田先輩の墓前にその靈を慰め、未曾有の国際情勢下決意を新たにして、この難局に処する覚悟を致して居る次第であります。何卒、今迄申し述べました我々の微意をお汲み取り頂きまして、真に「缶詰」が我国食生活の末端に迄浸透して、親しみある食品として成長する様お願い致しますと共に、今後共、温いご高導とご叱責をお寄せ頂きます様お願い致しますとご挨拶と致します。

我国の缶詰概史

明治政府は、当時内務大輔であつた松方正義をフランス万国博覧会に派遣して、種々新しい文明機械の購買を命じました。その中に缶詰の空缶を作る製缶

機械や製法機械（現在のシーマーに当る）が注目され、随行事務官が実地にフランス国内の工場を視察して技術を修得したと伝えられて居ります。文献によれば、明治12年、それらの機械を千葉県銚子に設置して、鰯油漬、缶詰の製造を開始して、斯業の発展に寄与致しました。

これより前、長崎県広運館に勤務していた松田雅典氏は或時、フランス人教師ジェリー氏から肉の缶詰を見せられ、その肉が遠く欧州の牛肉であり、然も二年前のものがそのまま保存されていた事実に深い感銘を受け、一念発起してその研究に没頭致しました。当時の魚の保存は塩蔵か干物でしたが、長崎周辺に特に多かつた鰯を油漬にした缶詰が世に出て喝采を浴びたのが前に述べました明治4年であつた訳であります。その後松田氏は長崎県勸業課に移り、缶詰製法の合理化に努力致しましたが、明治15年、県の補助が打切られた機会に独立し、当時の第6代知事であつた内海忠勝氏の許可を得て缶詰研究所の一括払下げを受け、松田缶詰製作所として、再出発致しました。之が缶詰企業の第一号であり、今にその跡を長崎市上西山町（当時は立山町、現在の日本銀行長崎支店の横）に止めて居ります。

この様にして、明治の揺らん期を経過した我国の缶詰産業は、明治27年日清戦争の勃発と共に、軍用食糧としての需要が急速に増加し、“松田の缶詰”、“銚子の缶詰”と親しまれて遠征の将兵を慰めたと云われて居ります。又、国内の一般向の食品としても大いに普及し、我国独得の醤油と砂糖による味付方法なども種々研究され、次第に高級食品としての觀念から庶民の保存食としてご愛用を賜る様に発展して参りました。

缶 詰 と 長 崎

以上述べました様に、長崎に呱呱の声を挙げた缶詰は順調に発展して参りましたが、こゝで忘れてはならないものにトマトサーデインがあります。即ち、大正初年カムチャツカ産の鮭缶詰がイギリス向けに輸出され始めた頃、時を同

じうして長崎では豊漁の鰯加工の方法として、油漬の外にトマト漬にすることが考えられました。即ち、大正3年、長崎県水産試験場が始めてその研究に着手し、大正13年に至つて、長崎市土井ノ首の日本煉炭株式会社が試験工場を設けて試作し、三井物産株式会社を通じて海外に輸出して好評を博しました。大正14年、合資会社長崎食品製造所（昭和4年に内外食品株式会社と改称）が創設されてマスプロを開始し、鰯の王国・長崎の名を天下に馳せた次第であります。こうして政府機関としての銚子地区の他に、北の鮭缶と並んで南の長崎は、輸出産業としての缶詰の地歩を固めつゝ、イギリス及び東南アジアを主要市場とする基地として発展して今日に及んだ次第であります。

打検棒について

ご高承の通り缶詰は、外部からの光や宇宙線を通さない代りに、“見えない”という不便さがあります。従つて、内容が正常であるか、或は変敗しているか時々検査してみる必要があります。この目的を簡単に果してくれる器具を打検棒、又は打診棒と云いますが、この棒の創始者は、昭和45年2月他界された長崎の人、山口太郎氏であることは余り知られて居りません。

大正の始め頃、鮭工船に乗り込んで缶詰の製造に従事していた山口太郎氏は、腰に刻み葎用のキセルをぶら下げて作業をして居りましたが、偶々、そのキセルが缶詰に当つて音を發しました。ところが山口氏の注意深い観察によれば、缶詰の内容や大きさによつて、その音色が異なることを發見しました。そこで氏は内容に変化があれば、当然音響によつて區別できる確信を得て、キセル型の金属棒を種々改造し、学友であつた高崎達之助氏（東洋製缶株式会社の創設者、後に大日本水産会長として戦後の日露漁業交渉に活躍された）に依頼して大量生産し、之を全国の缶詰業界に広く配布されたと伝えられて居ります。この氏の無欲の努力によつて打検棒は急速に各工場に広まり、缶詰の検査、製造、材質問題等、業界の発展に裨益した功績は実に絶大であつたと云えましよう。

墓 碑

先考諱雅典號青村馬田永成次男弱冠為久田氏婿及襲
金屋街官習松田氏為人正靜有伎能夙慕洋風或摸造其
器具或試製其食品明治之初為取締助後兼広運館司長
督学餘暇研究缶詰製法後為長崎県属竭力千勸業全十
二年管理県立缶詰試驗場全十五年聞有廢業議慨然
職損貳購文以繼其業經營難苦至今日其製品遂博世人
信用見得諸賞牌於内外博覽会而可知其功績也從來補
助陸海軍糧餉會日清開戰軍用頻繁乃不顧老軀夙夜督
促供給不怠和成時忽罹病而歿于時明治二十八年五月
二十日享年六十四歲 孝男 仙二謹識

舜耕院泰岳青村居士

松月院貞操致加大姉

英妙院湘江貞珉大姉

關係団体報知

〔社名変更〕

帝北食糧(福島市仲間町10番13号 代表取締役社長小泉武雄氏)は
本年創立30周年を迎え、これを機会に商号を

(旧社名) 帝北食糧株式会社を

(新社名) サンヨー缶詰株式会社(略称「福島サンヨー」)と

改称した。

〔事務局移転〕

日本給食品連合会は、昭和34年結成以来、会員相互の連繫協力と関連産業との協調のもとに冷凍食品を含めた給食用、業務用食品の流通を確立し、併せてその合理化・近代化を促進し、業界の進歩発展と国民食生活の向上改善に努め全国に特別会員を含め80社を越す組織に成長したが、このほど更に発展的段階として事務局を下記の通り名古屋より東京に移し体制の充実を図つた。

日本給食品連合会事務局

住 所 東京都練馬区貫井5丁目13番26号

電 話 970~4353

会 長	青 木 喜 平 氏
常務理事 西部支部長	泉 隆 義 氏
常務理事 東部支部長	玉 井 康 雄 氏
常務理事 東北支部長	佐 藤 正 治 氏
常務理事 中部支部長	中 村 玖 武 臣 氏
理 事 事 務 局 長	柏 原 進 氏

松崎秀雄氏ご逝去

松崎秀雄氏（前日本秋刀魚缶詰輸出水産業組合、日本魚介缶詰工業協同組合専務理事）は11月12日午後10時50分東大病院で、癌 臓疾患のため死去、享年72。葬儀、告別式は15日午後1時から練馬区春日町5~17~16の自宅でしめやかに執り行なわれた。

喪主は長男松崎 暉氏。

会 員 消 息

〔 支 店 移 転 〕

※ 新生商事(株)熊本支店(支店長伊藤恭祐氏)は、11月9日より下記に移転し同時に電話番号も変更となつた。

(新住所) 熊本市新大江1丁目14番1号

電話 (0963) 62-3261番 代表

向山 禎一氏ご逝去

明治商事(株)会長向山禎一氏は11月5日午前2時38分、心衰弱のため昭和医大附属病院で死去、享年74。告別式は12日午後2時から東京・港区青山の青山葬儀所で社葬によりしめやかに執り行なわれた。

葬儀委員長 明治商事(株)社長 高杉秀吉氏、喪主長男向山 卓氏、自宅は東京都目黒区柿ノ木坂1の24の15。

齊川商店社長 齊川富次氏ご逝去

(株)齊川商店(新潟市上大川前通6番町)取締役社長齊川富次氏は永らく病気療養中のところ11月20日午前1時40分死去された。享年82。

葬儀は社葬をもつて下記によりしめやかに執り行なわれた。

葬儀委員長 鈴木欽二氏、喪主齊川富士男氏、告別式 昭和46年11月26日 13.00～14.30時 新潟市西堀前通り9番町三業会館

事 務 局 報 知

※ 年末年始の事務局業務について、年末の事務局業務は例年通り12月29日(水)午前中をもつて終了し、仕事始めは1月4日(火)から致します。なお1月5日(水)からは通常通り業務を行ないますので、ご諒承いただきたくお知らせ致します。

